労災保険の費用徴収制度が 強化されます。

いてもペナルティー強化を軸に未加入事業所対策に乗り に向けて施策がとられていますが、この度労災保険につ 対する負担の不公平感は年々増すばかりです。社会保険 年金の未加入事業所・偽装脱退問題等、 (健康保険・厚生年金) については、 国民年金の未加入問題からはじまり、 一足先に強制加入 社会保障制度に 健康保険・厚生

)労災保険に未加入事業主に対する費用徴収制度の強化 (平成17年11月1日から適用)

(2) 費用徴収の徴収金額

する事業主の範囲拡大を内容とする運用の強化を図って います。具体的には、徴収金額の引き上げ、徴収対象と 度はありましたが、今回の見直しで運用が厳しくなって 従来から労災保険の未加入事業主に対して費用徴収制

1 費用徴収の適用となる事業主等

事業主が『故意』に手続き を行わないものと認定し、 当該災害に関して支給さ れた保険給付額の10

労災保険の加入手続につ

いて行政機関から指導等 を受けたにもかかわらず、 手続きを行わない期間中 に業務災害や通勤災害が

発生した場合

0%を徴収

※建設業関係は、

現場労災と事務所労災に留意する必

になります。

要があります。

※事業主責任を問われない通勤災害も費用徴収の対象 ※費用徴収のほか、別途遡って保険料も徴収されます。

費用徴収の対象となる給付

- *休業(補償)給付
- *傷病 (補償)
- (補償) 給付 *遺族 *葬祭料(葬祭給付)
- ただし、療養開始後3年間 に支給されるものに限られ ます。

労災保険の加入手続について行政 機関から指導等を受けてはいない ものの、労災保険の適用事業とな ったときから1年を経過して、な お手続きを行わない期間中に業務 災害や通勤災害が発生した場合



事業主が**『重大な過失』**に より手続きを行わないもの と認定し、当該災害に関し て支給された保険給付額の

ります。 又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額とな 当該災害に関して支給される保険給付の額に100% *障害 (補償) 給付 給付

留意点

収の問題だけでは片付けられない非常にハイリスクの状 態といえるでしょう。 を負うことにもなります。 配慮義務違反の反証ができなければ(③民事賠償責任) です (①行政処分)。 事業主はそのほか、 その事故に関し ルティーとして費用徴収が事業主に対して行われるわけ 対し労災給付は原則として行われます。その場合のペナ て労働安全衛生法違反があれば(②刑事責任)を、安全 労災保険は未加入でも労働者保護の観点から被災者に 労災保険未加入は単に費用徴

40%を徴収

【故意と認定された場合】 1万円×1000日分×100%=1000万円

費用徴収の額は1000万円

【重大な過失と認定された場合】 1万円×1000日分×40%=400万円

費用徴収の額は400万円





亡し、その遺族に対し労災保険から遺族補 賃金日額1万円の労働者が業務災害で死 一時金の支給が行われた。